

議案第6号

みやき町公共下水道条例の一部を改正する条例について

みやき町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 2月28日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町公共下水道条例の業務用使用料について、今後の新たな事業所開設等により算定式に基づく算定人数が類似施設と比し明らかに実態と相違すると判断される場合が想定されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町公共下水道条例の一部を改正する条例

みやき町公共下水道条例（平成18年みやき町条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第2（イ）業務用使用料（月額）を次のように改める。

①業務用使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表右欄算定式により算定した数が、類似施設と比し明らかに実態と相違すると判断される場合はその限りではない。

②甲表左欄に掲げる用途別以外については、「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

みやき町公共下水道条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表第2（第20条関係）	別表第2（第20条関係）
（ア） 一般家庭使用料（月額） 一般家庭使用料は、世帯割と世帯員数割の合算額とする。	（ア） 一般家庭使用料（月額） 一般家庭使用料は、世帯割と世帯員数割の合算額とする。
(略)	(略)
（イ） 業務用使用料（月額） <u>①業務用使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表右欄算定式により算定した数が、類似施設と比し明らかに実態と相違すると判断される場合はその限りではない。</u> <u>②甲表左欄に掲げる用途別以外については、「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。</u>	（イ） 業務用使用料（月額） <u>業務用使用料は、甲表左欄の用途別に同表右欄の算定式により算出した数を乙表左欄の人数とし、同表右欄の当該人数について定められた使用料の額とする。ただし、甲表に掲げる用途以外については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」によるものとする。</u>
甲表	甲表
(略)	(略)
乙表	乙表
(略)	(略)
（ウ） 一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算する。	（ウ） 一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算する。

(工) 地区公民館使用料 (月額)

(略)

(工) 地区公民館使用料 (月額)

(略)